平成２４年（フ）第２４３６号
東京都江戸川区一之江６丁目11―22　プリンス荘
債務者　高木　宏二
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４３７号
東京都江戸川区松島３丁目34―７―401
債務者　三間　康世
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４４０号
東京都足立区梅島３丁目39―７
債務者　御守ひとみ
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４５１号
東京都板橋区高島平９丁目15―８―303
債務者　市川　喜彦
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４５３号
東京都江戸川区江戸川５丁目19―36―202
債務者　渡辺　　昇
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４５６号
東京都荒川区南千住７丁目７－４―402
債務者　笠原美惠子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４７１号
東京都荒川区西尾久３丁目14―６―202
債務者　普久原サナヱ（旧姓宮田・長野）
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４７３号
東京都八王子市上野町85
債務者　矢島　智之
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４７４号
埼玉県さいたま市西区大字指扇1741―２―Ａ―101
債務者　岡田　章利
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４７５号
神奈川県横浜市鶴見区矢向４丁目33―９―403
債務者　落合　信介
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４７６号
神奈川県横浜市神奈川区六角橋６丁目30―26―504
債務者　勝又　裕美
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５０６号
千葉県君津市人見４丁目８―42
債務者　工藤　比子（旧姓小菅）
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５２８号
神奈川県川崎市幸区塚越３丁目474―８
債務者　丹羽美奈子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５３０号
東京都練馬区春日町５丁目28―３―104
債務者　大津扶佐子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５３６号
東京都墨田区横川５丁目８―19―302
債務者　田巻セシルこと　タマキ　セシル　クルーズ
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５４１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松３丁目３―13
債務者　濱田　壽志
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部